平成２１年（フ）第１２７０号
広島市西区福島町１丁目６番４―102号
債務者　原田　和江
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３００号
広島県東広島市西条町田口214番地８　グリーンフィールド303号
債務者　千嵜眞喜子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０１号
広島市安佐南区長束１丁目14番17号
債務者　辻井美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３１３号
広島市西区古江上１丁目382番地の10古江パーク・ホームズ706号
債務者　鍋島　智子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３３５号
広島市西区観音新町１丁目１番38―302号
債務者　岡畠　彰宏
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９３号
広島市南区出島１丁目16番３―1013号
債務者　福光　貴世（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４３２号
広島市西区高須１丁目４番25―2404号
債務者　山元　　優
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５１２号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町25番32号
債務者　信乃千香代
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目18番１号木通ビル301号
債務者　清野　忠昭
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
鹿児島県鹿児島市原良町1961番地１エントピア原良203号
債務者　松田　鮎美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
沖縄県豊見城市字高安73番地　コートプラザ105号
債務者　島袋　純一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第６７２７号
大阪市都島区毛馬町１丁目21番30号
債務者　畑本　文昭
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３０号
愛媛県宇和島市泉町３丁目１番４号
債務者　宮本　圭子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２２５号
北海道苫小牧市旭町２丁目５番12―701号
債務者　鈴木　　静
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２２８号
北海道苫小牧市船見町２丁目８番21号　山田マンション１階左
債務者　高橋　勝治
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３０１号
秋田県潟上市天王字棒沼台203ゲストハウス101　佐藤方、住民票上の住所秋田市楢山南中町５番53号
債務者　菅野　秀夫
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１号
秋田市外旭川字神田841番地27
債務者　山内　　裕
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部